

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成27年9月11日（金曜日）

経済建設委員会

日時 平成27年9月11日（金曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 産業・立地部、建設部

| | |
|---------|------------|
| 第131号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第175号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第176号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第177号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第178号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（6名）

| | | | | | |
|-----|------|------|------|----------|--|
| 委員長 | 滝川健司 | 副委員長 | 山崎祐一 | | |
| 委員 | 打桐厚史 | 山口洋一 | 白井倫啓 | 夏目勝吾（議長） | |

欠席委員 なし

説明のため出席した者

産業・立地部、建設部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行 書記 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○**滝川健司委員長** それでは、ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、9月9日の本会議において、本委員会に付託されました第131号議案及び第175号議案から第178号議案までの5議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、第131号議案 新都市多目的集会所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第131号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第175号議案 平成26年度新都市水道事業会計余剰金の処分を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○**滝川健司委員長** 山崎副委員長。

○**山崎祐一副委員長** 会計制度が変わったためという説明だったんですが、もう少し詳しく説明していただけますか。

○**滝川健司委員長** 岡本水道課長。

○**岡本克美水道課長** それでは、説明させていただきます。

今回、会計制度の見直しによりまして、議案として出させていただいております。

会計制度の見直しの内容でございますけれども、1点目といたしまして、任意適用が認められているみなし償却制度の廃止という点と、2点目、償却資産の取得が改良に伴い交付された補助金、一般会計負担金等については、長期前受け金として負債、これは繰り延べ収益となりますが、に計上した上で減価償却に見合い分を順次収益化するというものでございます。

関連する見直し内容については、以上でございます。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** 行政用語で、専門用語で、さっぱりわからないので、気持ちはわからないでもないですが、もう少しこの一般的な日常社会の中で通じる言葉で言うと、早い話どういうことですか。

○**滝川健司委員長** 岡本水道課長。

○**岡本克美水道課長** 剰余金の処分という点を踏まえまして、内容の説明をさせていただくということでよろしいでしょうか。

先ほどの改正に伴いまして、固定資産の財源に充てられておりました補助金につきましては、資本剰余金として資本に計上されておりましたが、そのうちの償却資産の財源に充てられているものは、長期前受け金として負債、これは繰り延べ収益になりますが、に計上いたしまして、固定資産の減価償却にあわせて収益化していくということになっております。

改正後の資本剰余金につきましては、減価償却を行わない土地などの非償却資産の取得に伴い、交付された補助金について、引き続き資本剰余金として計上することになります。

これによりまして、会計制度の改正に伴う移行処理が発生してきますけれども、これまでの資本剰余金として計上されておりました補助金につきましては、長期前受け金といたし

まして繰り延べ収益に振りかえを行うこととなっております。

この振りかえでは、現在、現存する資産に係るもののみを行い、償却済みの資産にかかわる補助金については、資本剰余金に振りかえていくとされたことから、資本剰余金として計上されている内容を明確化するため、据え置かれた除却部分について資本金への組み入れを行うものでございます。

○滝川健司委員長 山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 ますますわかりませんが、簡単に言うのですね、会計の内容、内訳をもっと明細を厳しくしたって言うか、細分化したということなのか、それによって水道会計そのもの事業会計にどういう影響が出るのか。今の運営ですね、水道事業に。その辺はこの剰余金のこの処分ということをやっても会計自体には関係ないんですか本体自体には。

○滝川健司委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 この剰余金でございませぬけども、現金を伴うものではございませぬので、実際この剰余金によって資産が、現金がふえるというものではございませぬ。

そうしたことで、移行をするのみとなりませぬので、影響のほうはございませぬ。

○滝川健司委員長 山崎副委員長。

○山崎祐一副委員長 そうすると、会計上の問題だけで水道事業そのものには影響はないというふうに理解してよろしいんですか。

○滝川健司委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 そのとおりでございませぬ。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 貸借対照表の資本の部に当然、未処分利益、剰余金として載ってるのが15億668万8,000円ですね。要するに貸し方部分にきた資本金の中のこの剰余金っていうのはどういうものを積み立ててきて、過去なっている。だから資本剰余金で出てるから今ま

では過年度の損金を埋めていくという形でしょ、これ。剰余金の処分というのは。15億600万円あるうちの14億を入れて、剰余金処分額を4億7,400万円だけにするっていう、これ、ことですよ。この数字だけ見ると。だから資本剰余金っていうのがどういう形で生まれてきたかという経過がわかればいいと思うんですが。

○滝川健司委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 この発生した要因でございませぬけども、今までみなし償却という制度を適用しておりました。これにつきましては資産の取得に対しまして、補助金等の財源を充てておりましたけども、その部分について、その部分を外して減価償却をしてもよろしいですよということになっておりました。

しかし、これが廃止されまして、その補助金を含めた減価償却というところで、過去のものについて補助金対象分を収益化したことによりまして、現金がふえるものではございませぬけども、その部分を過去にさかのぼって収益化したという点で資産がふえたということでございます。

○滝川健司委員長 平成26年度、1年だけですよ、今のは。一括処理は。

岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 過去の分も含めた数字でございます。

○滝川健司委員長 過去の分も含めて処理するのがこの平成26年度の公会計に移ったときだけですね。これ、ここからまたみなし償却となって。

岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 そのとおりでございませぬ。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 補助金を受けると、本当は雑損雑費で落としてゼロにするんだけど、これ要するに公会計はそれをしてなかったということですよ、今までは。だから補助金を当

然ある時に3億もらいましたよ。それがそのまま言えば、減価償却のところで償却の積み立てている形であったということでもいいわけでしょう。

○滝川健司委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 はい、そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第175号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第176号議案 平成26年度新城市工業用水道事業会計余剰金の処分を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第176号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第177号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第177号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第178号議案 市道の路線認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 認定と廃止の中で青いのが多分、廃止だと思うんですが、新しいほうが短くなるという、この理由は。

○滝川健司委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 新城地区こども園建設に伴いまして、この短くなる青色の部分の代がえとしてですね、図面上で行くと、新しい起点の赤いところから右側へ新しい道路を平成26年3月議会で、新しい路線として認定させていただいて、この青色の部分は、新城地区のこども園の用地になるということでの付け替えということで御理解ください。

○滝川健司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第178号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。そのように決定しました。

これをもって、経済建設委員会を閉会とします。

閉 会 午前9時15分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 滝川健司